

仕 様 書

1 業務名

森林経営管理境界明確化その他業務（7－2）

2 目的

本業務は、地籍調査の完了していない森林において、経営管理権等を設定して必要な森林施業が推進できるよう、経営管理権集積計画の作成前に、隣接地との森林境界の明確化及び森林調査を実施するものである。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月10日まで

4 対象地域・境界明確化対象者数

安佐南区沼田町大字阿戸55林班（位置図のとおり）

面 積	筆 数	登記名義人	土地所有者等
50ha	12筆	12人	22人

※土地所有者等名簿は契約締結後に開示する。面積は森林簿の更正面積である。

5 業務内容

(1) 森林境界明確化

ア 事前準備

(イ) 計画

実施計画書（工程表及び作業員名簿）を作成すること。

(ロ) 既存情報の収集及び整理（関係資料整理）

土地登記情報、公図の写しなど業務の実施に当たり必要な情報を収集し、以下の要領で整理すること。

a 土地所有者情報の整理

調査対象区域内の全筆について、土地の所有者又は占有者（土地所有者以外の者であって、所有者から委任を受けて森林の管理及び施業を行っている者（以下、「土地所有者等」という。））の情報を記入した調査対象森林一覧（様式1）を作成すること。

b 画地（一筆の森林として区画された土地）情報の整理（調査図素案等作成）

縮尺5,000分の1の森林基本図に、おおよその地番界及び土地所有者等の氏名を記入した調査図素案を作成すること。なお、分筆登記等により地積測量図が備え付けられている場合は、その写しを取得し確認すること。

(ハ) 土地所有者等への周知及び連絡調整（地元説明会、現地調査の通知）

a 前項の成果を基に、調査を行う土地の土地所有者等及び関係機関に対し、戸別訪問又は説明会を開催するなどして周知を図るとともに、現地調査に当たって必要な調整を行うこと。

b 森林境界明確化を行うに当たり必要となる相続人等の土地所有者等の情報を以下の要領で収集をすること。

(a) 土地所有者等ごとに所有地番を取りまとめて、相続人等土地所有者情報を整理する。

(b) 土地所有者等情報の作成範囲は、調査対象区域の全筆とする。

(ニ) 調査野帳の作成

1筆ごとに森林境界調査票（様式2）の調査概要を作成すること。

イ 現地調査

現地調査を行う土地について、調査野帳、調査図素案等を基に、その所有者、地番及び概ねの境界について調査を行うこと。

(7) 所有者の立会及び地元精通者による境界の確認

民民界を対象とした境界の交点又は折れ点（以下、「調査点」という。）を以下の要領で調査する。

- a 調査対象区域内の土地所有者等に通知し、立会確認について協力を求めること。
- b 調査は、既存の資料、土地所有者等による確認に加え、境界に係る現地精通者（土地所有者以外の者であって、地域森林の実情に精通している者）に案内を求め、その意見等を踏まえながら行うこと。
- c 調査は、所有界について行うこと。
- d 隣接する筆が同一の土地所有者等である場合は筆界確認を省略することができる。

(8) 杭の設置

調査点には、別表 1 の調査杭を設置すること。

- a 調査杭の設置を拒否した土地所有者等の土地については、調査杭の設置を省略することができる。この場合、その経緯等を記録すること。
- b 調査杭を設置した場合は、基準となる杭からの距離など杭の復元の際に必要な情報を記録すること。

(9) 位置情報の取得（測量）

調査点の位置情報を DGPS 法により取得すること。なお、取得に当たっての基準等は別表 2 のとおり。

(10) 調査結果の記録

- a 調査結果は、森林境界調査票（様式 2）に取りまとめ、土地所有者等が署名した森林境界に関する確認書（様式 3）を添付すること。
- b 調査杭の設置を省略した場合は、その経緯を記録すること。
- c 後日の確認に当たって参考となる状況について写真撮影を行うこと。
- d 土地登記事項証明書に記載されている地番の位置が現地で確認できない場合は、その理由等を不明土地一覧表（様式 4）に記録すること。

ウ 点検整理

(7) 点検

- a 調査結果に基づき、図化と結線が正しく行われていることを確認すること。
- b 森林基本図等を用いて調査結果が現地と一致していることを照合すること。
- c 不備が発見された場合には、再調査などの措置を行わなければならない。

(8) 調査成果の整理

現地調査の成果を森林 GIS で管理するとともに、以下の要領で取りまとめを行うこと。

- a 調査対象森林一覧（様式 1）のうち、境界の明確化が完了した土地を森林境界明確化土地一覧（様式 5）に取りまとめること。
- b 図面
 - (a) 縮尺 2,500 分の 1 の地形図に調査した区域の形状を記載すること（地番、地目等の記載は要しない）。また、調査対象区域と対象外区域が明確になるよう着色すること。
 - (b) 縮尺 2,500 分の 1 の森林基本図に、境界が明確化された土地、画地を形成する杭種、杭番号及び地番を記載すること、なお、必要に応じて森林基本図を拡大した明細図を作成すること。
 - (c) 隣接する筆の所有者同一の土地所有者等であって筆界確認を省略した場合は、全地番の記載を行うこと。
 - (d) 対象区域外（薄い灰色等）と不明土地（薄い黄色等）を着色すること。
 - (e) 対象森林面積の算定方法は別表 3 を参照すること。

(2) 航空写真判読

現地調査の精度の向上を図るとともに、森林境界明確化の根拠資料とするため、国土地理院から過去の航空写真を入手し利用すること。

(3) 森林調査

森林所有者等に所有森林の現況等の情報を提供するとともに、森林境界明確化を行うのための資料作成のため、以下の調査を行うこと。

ア 予備調査

森林簿、森林計画図及びその他資料を抽出し整理する。

(7) 森林簿、森林計画図及びその他資料を抽出し整理する。

(4) 受注者が入手できる航空写真等により森林簿の地番ごとに樹種を把握し、面積を精査する。

イ 現地踏査、林況・植生調査、標準地調査踏査選定、標準地調査設定測量、立木調査

予備調査に基づき、以下の業務を行う。調査時は適宜状況写真を撮影すること。

(7) 地理的表示（現地の位置づけ）、地形、地質、荒廃状況及び路網の状況を確認すること。

(4) 荒廃地（荒廃森林及び災害発生危険森林を含む。）の有無及び状況を把握すること。

(9) 岩石地、竹林、墓地及び田畑の有無及び状況を把握すること。

(5) 下層植生の種類、生育状況及び病虫害や野生鳥獣被害の有無を調査すること。

(4) 1 ha 当り 1 か所以上の標準地（100 m²）を設定して間伐率及び立木材積等を算出するとともに、間伐等の施業プラン作成のための調査をすること。また、標準地調査箇所を示した図面を作成する。

(4) 森林簿と現状の齟齬がないかを確認するとともに、(1)の情報及び土地登記事項証明書などを地番ごとに整理すること。

(4) 調査結果を基に標準地調査野帳（様式6）を作成すること。

ウ 施業プランの作成（森林整備計画、標準地調査資料整理）

森林所有者へ森林施業の内容を分かりやすく提案するため、前記ア及びイで把握した状況を基に、施業面積及び施業内容を検討し、対象地域の森林の現況、間伐や作業道開設などの施業内容、施業にかかる経費、補助金の額、伐採木の販売売上の見積等を示した施業プラン（様式7）、森林施業提案書（様式8）及び森林カルテ（様式9）を調査対象森林ごとに作成すること。

エ 管理道等整備計画

路網（管理道）等の有無を現地にて調査したうえで、高性能林業機械や運搬トラック等の進入が可能となるよう、作業道の路網線形の計画を図示するとともに、計画の対象となる森林所有者リスト（様式10）を作成すること。

6 貸与資料

(1) 森林計画図、森林簿、公図

(2) 土地調書、土地登記事項証明書、相続関係説明図、住民票等

(3) 土地所有者等リスト

(4) 上記のほか、受注者との協議により貸与可能な資料があれば追加する。

7 成果品の納品について

(1) 本業務の成果品は以下のとおりとする。

成 果 品	形 式	数 量	備 考
業務報告書	PDF・紙ベース	2部	1つのファイルに まとめて納品する こと。
調査対象森林一覧表（様式1）			
調査図素案			
森林境界調査票（様式2）			
森林境界に関する確認書（様式3）			
不明土地一覧表（様式4）			
森林境界明確化土地一覧（様式5）			
現地踏査結果図面			
森林等調査野帳（様式6）			
標準地調査箇所図面			
施業プラン（様式7）			
森林施業提案書（様式8）			
森林カルテ（様式9）			
計画の対象となる森林所有者リスト（様式10）			
森林作業道の路網線形図			
電子データ（一式）	CD-R	2部	エラーチェック及 びウイルス対策を 実施すること。

(2) 納品期限

令和8年3月10日

(3) 納品場所

広島市安佐北区深川八丁目30番12号

公益財団法人広島市農林水産振興センター 農林部農林振興課

8 準拠法令等

本業務は、委託契約書及び本仕様書によるほか、次の関係法令等に基づき実施する。

- (1) 森林経営管理法(平成30年法律第35号)
- (2) 森林経営管理法施行令(平成30年政令第320号)
- (3) 森林経営管理法施行規則(平成30年農林水産省令第78号)
- (4) 森林法(昭和26年法律第249号)
- (5) 森林法施行令(昭和26年政令第276号)
- (6) 森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)
- (7) 森林経営管理制度に係る事務の手引き(平成30年12月公表、令和4年4月改訂)
- (8) 林地台帳及び地図整備マニュアル(平成28年10月7日付け28林整計第228号)
- (9) 林地台帳及び地図運用マニュアル(平成29年3月30日付け28林整計第407号)
- (10) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)
- (11) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)
- (12) 著作権法(昭和45年法律第48号)
- (13) 地理空間情報活用推進基本法(平成19年法律第63号)
- (14) 地理情報標準プロファイル(国土交通省国土地理院)
- (15) 広島市公共測量作業規程

(16) 公益財団法人広島市農林水産振興センター個人情報保護規程

(17) その他関係法令、規則、通達等

関係法令等が履行期間中に変更となった場合は、最新版を適用する。ただし、発注者の承諾を得た場合又は指示を受けた場合は、この限りではない。

9 危機管理

(1) 品質管理及び情報セキュリティ

受注者は、本業務を遂行するに当たり、適切な品質管理を行い、必要な技術的能力の向上に努め、その品質管理に努めなければならない。

(2) 守秘義務

受注者は、本業務の遂行上知り得た事柄を第三者に漏らしてはならない。守秘義務については、本業務が完了した後、又は契約が解除された後も同様に以下の事項を遵守するものとする。

ア 作業を行う部屋の特定制と室外持出禁止

作業を行う部屋は固定し、入室管理及び施錠できること。

イ パソコン等使用時の措置

(イ) パソコンを使用する場合は、ID 又はパスワードによって業務従事者のみがデータ入力及び閲覧できる措置を講じること。

(ロ) 入力した個人情報等は、本業務後に確実に消去すること。

(ハ) 個人情報の保管方法

発注者から貸与された個人情報等は、鍵のかかるロッカー等に保管すること。

(ニ) 個人情報の受け渡し

個人情報の移動は、安全かつ確実な方法で行うこと。

(ホ) 業務従事者の教育・指導

本業務を履行するに当たり、発注者が求める守秘義務に万全を尽くすように、受注者は業務従事者の教育及び指導を徹底すること。

(3) 諸事故の処理

受注者は、本業務実施中に生じた諸事故や第三者に与えた損害について、受注者の責任において解決するとともに発生原因、経過、損害の内容を速やかに発注者へ報告し、発注者の指示を受けなければならない。

(4) 身分証明書

受注者は作業の実施に当たり、身分証明書を常時作業員に携帯させるとともに、森林所有者等と摩擦や紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に努めなければならない。

10 その他

(1) 本業務の実施に当たり、受注者は契約締結後速やかに実施計画書（工程表、業務実施者名簿）を作成し、発注者に提出して承認を得ること。

(2) 業務完了後は速やかに委託業務実施報告書を提出すること。

(3) 業務委託設計数量に変更がある場合は委託契約金額を変更するものとする。

(4) 現場責任者は、技術士（森林部門に限る）、林業技士、林業普及指導員、林業改良指導員のいずれかの資格を有する者とする。

(5) 本業務を遂行する上で知り得た個人情報は、個人情報保護法及び公益財団法人広島市農林水産振興センター個人情報保護規程に則り適切に管理すること。

(6) 本仕様書に疑義が生じた場合、又は定めがない事項については、その都度、発注者と協議するものとする。また、受注者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに発注者に報告、協議を行い、その指示を受けること。

別表 1

区分	設 置 箇 所	規 格
確定杭	ア 所有者等及び現地精通者の立会の下、隣接所有者の同意を受け、境界として確認されるとともに、DGPSによる座標データが取得できた地点。 イ DGPSによる座標データは取得できなかったものの、境界として確認された地点。 ウ 隣接所有者が不明等から同意が得られないものの境界と推測される地点。	3×3cm 以上、長さ 40cm 以上（地上部 8 cm 以上）のプラスチック製とし、杭色は原則として白色、先端部は別色とする。 杭の側面に測点番号等を記入するとともに、三者境及び道路沿いにおいては、地番、所有者等名を記入した見出し標を掲示する。
調査杭	ア 地形的な条件等により杭の設置及び測量が困難と判断される場合に、図上か、計算点として座標を算出し概ねの境界を作成するために設置する地点。 イ デジタル方位距離計等による測量において、測点間に遮へい物が存在する場合に仮に設置する地点。	確定杭と明確に区別できるものとする。

別表 2

DGPS 法による測量	ア 使用するGPS受信機は、後処理によるディファレンシャル補正により、半径 1 m 以内の精度での測定が可能なものであること。（水平 RMS 精度として、取得回数（エポック数）3 以上、取得衛星数 6 以上、衛星配置の良否を示す PDOP 6 以下を保っていることが望ましい。） 現地測量時、「取得回数」及び「PDOP」を調査野帳に記録する。測量機器等により電子データとして記録できる場合は省くことができる。 イ ディファレンシャル補正に使用する情報は、①電子基準点のデータ配信システム、②海上保安庁が提供するビーコンシステム、又は③その他ディファレンシャル補正情報を放送する衛星システムによる。 ウ 取得にあたっては、結線を容易にするため、次により後視測点及び前視測点の杭番号を管理する。
その他の測量	ア 地形的な条件によりGPS受信機の品質が維持できない場合は、GPS受信測量機で測量した座標を起点としてデジタル方位距離計等による測量を行うことができる。その場合、必ず磁気偏角を補正し、真北補正を行うこと。 イ 調査箇所近くに公共測量等の座標がある場合は、デジタル方位距離計等による測量を行うことができる。この場合、起点とする公共測量等の座標は、杭の半径 30m 以内のものを用いるのが望ましい。 ウ 過去に境界調査（国土調査、境界明確化等）を実施した地域と隣接する場合は、既に設置してある杭を利用し測量を行うことができる。 エ 地形的な条件により杭の設置及び測量が困難と判断される場合は、図上から計算点として座標を算出し概ねの境界を作成するために復元基準杭を設置し測量を行うこと。 オ デジタル方位距離計等を用いた測量で、地形的及び遮へい物等の条件により直線的な測量が困難と判断される場合は、仮杭を設置し補助測量を行うこと。

別表 3

対象森林面積 の算定方法	対象森林面積は、当該年度に森林境界の明確化が図られた以下の条件を満たす森林面積の合計とする。 ア 所有者等または所有者から委任された代理人（地元精通者、事業実施者）が立会確認を行うことにより境界線が明確にされていること。また、確認書により境界について所有者の同意が取れていること。 イ 境界線には、その変化点に杭が設置され、GPS等を利用した簡易な測量により座標値が与えられているとともに、面積が算出されていること。 ウ 所定の成果品データ（帳票及び図面）が作成されていること。
-----------------	---

(様式1)

調査対象森林一覧

土地の所在				所有者		占有者		森林簿掲載の有無	備考
字	地番	地目	地積(m ²)	氏名	住所	氏名	住所		

- 注) 1 事業実施区域の全筆について、土地登記情報を基に作成すること。
2 占有者については、収集した同意書又は委任状を基に記入すること。
3 共有者の場合、「備考」欄にその旨を記入すること。

(様式2)

森林境界調査票

1 調査の概要

所 在	大字	字	番地
地 目			地 積 m ²
所有者	氏 名	住 所	
占有者	氏 名	住 所	
調査日	平成 年 月	調査者氏名	
立会人氏 名	所有者等 隣接地番	案内人氏名	

2 調査の結果

森林現況	樹 種	林 齢	地 積 m ²
測 点	GPSによる場合		デジタルコンパス等による場合
	X座標	Y座標 標 高	方位角 高低角 斜距離
			杭の種類 確認区分 備 考

3 その他事項(調査杭の設置を省略した経緯等)

注) 1 調査を実施した箇所ごとに作成すること。

- 2 同一所有者内の筆界確認を省略した場合は、代表地番を記入することとし、その他の地番をかつこ書きで記入すること。
- 3 「占有者」欄は、所有者と同一の場合は記入を要しない。
- 4 「確認区分」欄は、所有者本人、現地精通者など、立会者の情報を記入すること。
- 5 「備考」欄には、地形、境界、隣接地の情報など、後日、施業等実施の参考となる情報を記入すること。
- 6 調査の結果による測量情報は、各測量計算ソフトの帳票様式の添付も可とする。

(様式3)

(森林境界の確認及び測量を行った後に行う確認)

森林境界に関する確認書

広島市長 様

「森林境界の明確化」により、現地確認及び測量を実施し、判明した境界については別添資料のとおりであることを、確認していることをここに証します。

対象となる森林の所在地

広島市安佐南区沼田町大字阿戸字大馬地 〇〇番地
〇〇番地

令和 年 月 日

調査事業者	住所	
	氏名	印
森林所有者	住所	
	氏名	印
森林所有者 (精通者等)	住所	
	氏名	印

※森林所有者の委託を受けた精通者が現地確認を行った場合は連名で記載する。

(様式4)

不明土地表一覧

土地の所在				不明土地とした理由
字	地番	地目	地積(m ²)	

注) 不明土地に該当する筆全てについて記入すること。

(様式5)

森林境界明確化土地一覧

土地の所在			安佐南区沼田町大字阿戸(事業実施地区名 44林班)											備考
			調 査 前				調 査 結 果				森林経営計画			
字名	地番	地目	地積 (㎡)	所有者		占有者		面積 (ha)	林種	樹種	林齢	現地調査 年月日	種類	
				氏名	住所	氏名	住所							

- 注) 1 「面積」は、小数第二位まで記入すること。
- 注) 2 「森林経営計画」欄は、種類に林班・区域の別を、年度に樹立予定年度を記入すること。
- 注) 3 「備考」欄は、現地の特定ができなかったなどの場合、次の区分により記入すること。
- ①登記簿に記載されているが土地が現地に存在しない場合は「不明土地」
 - ②登記簿に記載されていない土地が存在している場合は「未登記」
 - ③登記簿に記載されている所有者が不明な場合は「所有者不明」
 - ④①から③に該当しないものの特定できなかった場合は「その他」

森林等調査野帳

調査年月日			調査者		
所有者					
所在地			地番		
地形			地質		
森林以外面積			下層植生		
傾斜角		斜面方向		林道までの距離	(m)
作業道の有無			歩道の有無		
作業道の開設			境界		
林内の被災状況等		間伐率		収量比率	間伐前
					間伐後

標準地 No.	樹種	標準地 面積	樹高	伐採 方法	材種	搬出 方法	伐採対象	備考
調査木 No.								
1					A・B・C・その他			
2					A・B・C・その他			
3					A・B・C・その他			
4					A・B・C・その他			
5					A・B・C・その他			
6					A・B・C・その他			
7					A・B・C・その他			
8					A・B・C・その他			
9					A・B・C・その他			
10					A・B・C・その他			
11					A・B・C・その他			
12					A・B・C・その他			
13					A・B・C・その他			
14					A・B・C・その他			
15					A・B・C・その他			
16					A・B・C・その他			
17					A・B・C・その他			
18					A・B・C・その他			
19					A・B・C・その他			
20					A・B・C・その他			
計								
平均胸高直径 (cm)	(樹種)		搬出材積 (m ³ /ha)	(樹種)		搬出材積 (m ³)	(樹種)	
平均木の樹高 (m)	(樹種)		ha当たり成立本数	(樹種)				

※林内の被害状況等欄には、気象害・病虫樹害等の有無、山腹崩壊の有無、施業の必要性、その他荒廃状況等を記載する。

※備考欄には病木、樹形などを記載する。

※標準地の数に応じて適宜調査票を作成する。

※伐採対象の欄には伐採木にチェックを付ける。

※材種 A:直 B:小曲 C:曲

森林等調査野帳

【現況写真】

※検査箇所は林班図上へ印をすること

樹種	プロット内 本数	ha当り 本数	プロット内 m ³ 数	ha当り m ³ 数	平均樹高	平均直径	平均 材積	設 計 間伐率	必要伐採本数

地番		地目		登記面積		更正面積	
----	--	----	--	------	--	------	--

森林簿				調査				
面積 (ha)	樹種	林齢	材積 (m ³)	面積 (ha)	樹種	林齢	材積 (m ³)	本数
合計				合計				

【備 考】

森林施業プラン（様式7）

森林データ										普通林		保安林	
所在地	大字	小字	番地	所有者	調査日	調査者							
面積	ha	林齢	年	成立本数	本/ha	想定間伐率	%	想定間伐本数(N)	本	伐径	cm		
想定施業費 総費 事業費 業価費 費	調査・選木費										①		
	作業路設計費										②		
	除・間伐費	係数Ⅰ	作業路延長 × 円 × 係数Ⅱ × 負担割合										
			ヒノキの割合 () % × 1.1 倍								倍		
			林地傾斜角 35° 以上 () % × 1.1 倍								倍		
			車道までの距離 500m 以上 () % × 1.1 倍								倍		
	風雪害木処理										倍		
	引張り費用 本 × @ 円												
	N × 係数Ⅰ × 円 + 除伐費用 + 引張り費用										③		
	枝打費	本 (打高 = ~ m) × @ 円										④	
		本 (打高 = ~ m) × @ 円										⑤	
		本 (打高 = ~ m) × @ 円										⑥	
	造林搬出費	材積	胸径 (m) ² × 搬出割合 (%) × () × N								m ³		
		造材整理費	材積 (m ³) × 円										
		運搬費	運搬割合 (%) × 材積 × 円										
造林整理費 + 運搬費										⑦			
作業路開設費	小屋取り壊し費用	箇所 × 円											
	構造物	横断溝	箇所 × 円										
		L型擁壁	箇所 × 円										
		洗越し	箇所 × 円										
	係数Ⅱ	山腹傾斜角 25° 以下 () % × 1.0 倍								平均難度係数 倍			
山腹傾斜角 25~35° () % × 2.0 倍													
山腹傾斜角 35° 以上 () % × 3.0 倍													
(構造物 + 円 × 係数Ⅱ × 延長 (m) × 100%)										⑧			
調査・選木費① + 作業路設計費② + 除・間伐費③ + 枝打費 (④~⑥) + 造林搬出費⑦ + 作業路開設費⑧										⑨			
諸経費	直接施業費⑨ × % (各種保険, 機械損料等)										⑩		
直接施業費⑨ + 諸経費⑩										⑪			
手数料・消費税										⑫			
施業費原価⑪ × %										⑬			
現状写真											想定補助・材売上額	間伐	
												除伐	
												枝打	
												搬出	
												作業路	
											⑭		
売上		m ³ × @											
⑮		m ³ × @											
委託契約に係る控除 ⑯													
想定御見積額 (⑬ - ⑭ - ⑮ - ⑯)													
御負担										円			
御返却										円			

補 助 金 一 覧			
除伐・間伐	除伐	ha	
	伐捨	ha	
	搬間	ha	
		ha	
搬出		m ³	
		m ³	
枝打ち		ha	
道	交付金	m	
	国補	m	
	単県	m	
	単市		
構 造 物 明 細 一 覧			
横断溝	大	×	
横断溝	小	×	
洗越し	丸太	×	
	L型大	×	
	L型小	×	
土留丸太柵		×	
Lブロック		×	
Lブロック		×	
ヘアピンカーブ		×	
排水管		×	
枝 打 施 業 明 細			
～		×	
～		×	
～		×	

特記事項	
将来プラン	

森林施業提案書

(見積書)

1. 森林の所在等

番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	樹種	林齢	経営管理の内容

2. 令和6年度から15年間に森林所有者へ支払う金銭の額等の合計

(1) 合計

(主伐)

	金額	算定方法
森林所有者に支払う金銭		(例：(1)の利益－前受金)
前受金		(例：(2)+(3)+(4)+(6))

(間伐)

	金額	算定方法
森林所有者に支払う金銭		(例：実販売額－経費)

(2) 所有者ごとに支払う金額の算出方法

--

3. 実施する経営管理等の見積もり (※必要に応じて対象森林毎に作成すること)

(1) 主伐

<収入>

	見積額(円)	見込み材積(m ³)	単価(円/m ³)
木材の販売収益			

<費用>

	見積額(円)	備考
伐採経費		
搬出経費		
販売経費		
(補助金)		
計 (補助金を差し引いた額)		

(2) 地拵え・植栽

<費用>

	見積額(円)	備考
地拵え・植栽経費		
(補助金)		
計(補助金を差し引いた額)		

(3) 下刈り(〇回実施)

<費用>

	見積額(円)	備考
下刈り経費		
(補助金)		
計(補助金を差し引いた額)		

(4) 除伐(〇回実施)

<費用>

	見積額(円)	備考
除伐経費		
(補助金)		
計(補助金を差し引いた額)		

(5) -①搬出間伐(〇回実施)

<収入>

	見積額(円)	見込み材積(m ³)	単価(円/m ³)
木材の販売収益(1回目)			
木材の販売収益(2回目)			
木材の販売収益(3回目)			

<費用>

	見積額(円)	備考
伐採経費		(内訳(1回目:、2回目、))
搬出経費		(内訳(1回目:、2回目、))
作業道開設経費		
販売経費		(内訳(1回目:、2回目、))
(補助金)		(内訳(1回目:、2回目、))
(作業道開設経費の補助金)		
計(補助金を差し引いた額)		(内訳(1回目:、2回目、))

(5) -②保育間伐 (○回実施)

<費用>

	見積額(円)	備考
保育間伐経費		
(補助金)		
計 (補助金を差し引いた額)		

(6) 森林保険その他の費用

<費用>

	見積額(円)	備考
経費 (森林保険等)		
計		

(備考)

- 1 各見積の積算根拠資料を添付すること。

森林カルテ

整理番号

属性データ														
所在	地番	地目	面積 (ha)	林小班	林種	樹種	林齢	齢級	森林の種類	保安林の種類				
									普通林・保安林					
所有者情報														
登記簿上の所有者				現に所有している者・所有者とみなされる者										
氏名・名称	共有	住所	連絡先	登記年月日	氏名・名称	共有	住所	連絡先	届出 (記載)	年月日	記載事由			
調査結果														
区分	調査日	調査者	所置	平均傾斜角	傾斜方向	樹種	平均胸高 直径 (cm)	平均樹高 (m)	収量比数	実面積 (ha)	ha当たりの 本数(本)	ha当たりの 蓄積 (m³)	調査方法	調査箇所
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
森林内の見込み立木本数		森林内の見込み蓄積 (m³)		下層木の繁茂状況		境界の明確さ		歩道又は搬出路の有無		林道までの距離		路網開設の難度		
本										m				
調査所見														

[illegible]

[illegible]